

# 【補足1】平成29年度に法制上の進捗が見られた主な施策

## 【特定商取引法の見直し】

- 悪質事業者への対応(次々と法人を立ち上げて違反行為を行う事業者への対処など)、所在不明の違反事業者への対応(公示送達による処分)、過量販売への対応(電話勧誘販売における過量販売規制の導入)等についての規定を盛り込んだ「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」(第190回国会において成立)が、平成29年12月に施行。

## 【美容医療に関する消費者トラブルの防止を図るための特定商取引法施行令の改正】

- 平成27年12月の消費者委員会特定商取引法専門調査会報告書を踏まえ、1か月を超えて継続して行われる美容医療契約(5万円超のもの)のうち、
  - ① 脱毛 ② にきび・しみ・そばかす・ほくろ等の除去
  - ③ 肌のしわ・たるみ取り ④ 脂肪の溶解 ⑤ 歯の漂白等について、主務省令で定める方法(例:光の照射、薬剤の注射によるもの)を特定継続的役務提供として位置づけ(平成29年12月に施行)。

## 【医療広告に関する医療法施行規則の一部改正、新ガイドラインの策定】

- 医療機関のウェブサイトなどについても、虚偽・誇大などの不適切な表示を禁止する内容を含めた医療法の一部改正(第193回国会において成立)の施行(平成30年6月の予定)に向け、禁止の対象となる広告の内容等の省令改正及び新たな医療広告ガイドラインの策定について、検討会の場で検討。

※ 禁止の対象となる広告の内容等の省令改正(案)

- ・ 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談
- ・ 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等

## 【仮想通貨交換業者の登録制の導入】

- 仮想通貨と法定通貨の交換業者に対し登録制を導入し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制に加え、利用者保護の観点からの規制の導入を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」(第190回国会において成立)が、平成29年4月に施行。平成29年12月現在で16の事業者が登録。

## 【食品衛生法の見直し】(第196回国会に法案提出)

- 我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、食品衛生法等の一部を改正する法律案を提出。本法案では、以下のような措置を規定。
  - ・ HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化
  - ・ 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集

## 【消費者契約法の見直し】(第196回国会に法案提出)

- 平成29年8月の消費者委員会の答申を踏まえ、以下のような内容を含む消費者契約法の一部を改正する法律案を提出。
  - ・ 取り消しうる不当な勧誘行為として、事業者が、社会生活上の経験の不足する消費者に対し、不安をあおる告知、恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用等を追加
  - ・ 無効となる不当な契約条項として、消費者が後見開始の審判等を受けたことのみを理由とする解除権を事業者に付与する条項等を追加

## 【工業標準化法の見直し】(第196回国会に法案提出)

- 日本工業規格(JIS)の対象をサービスに拡大することやJISマークを用いた取引の信頼性確保に向け、工業標準化法の一部改正案(不正競争防止法等の一部を改正する法律案)を提出。

## 【生活困窮者自立支援法の見直し】(第196回国会に法案提出)

- 生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化に係る以下のような措置を講ずる法案(生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案)を提出。
  - ・ 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進
  - ・ 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務化
  - ・ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業の創設

# [補足2]「消費者行政新未来創造オフィス」における主な取組

- 平成29年7月、徳島市内に「消費者行政新未来創造オフィス」を開設。理論的・先進的な調査・研究や全国展開を見据えたモデルプロジェクトなどを実施。

## 【工程表における記述の骨子】

### <政策立案のための調査の実施>

1. 消費生活の現状や消費者問題に対する「調査・分析」機能の強化、及びそれを踏まえた「課題発見・対策提示」機能の強化を図るため、徳島県や学識経験者等の協力を得ながら、理論的・先進的な調査・研究を行う。

※ 《実績》平成29年9月から、「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」を開催し、同年10月から、「障がい者の消費行動と消費者トラブルに関する調査」を開始した。また、平成30年1月から、行動経済学等を利用した消費行動等の分析・研究として、「健康と生活に関する社会実験」を実施。

### <消費者教育の推進>

1. 高校生向け消費者教育教材の効果的な活用を推進するため、教材を活用した授業を実施（試行）し、全国での活用を推進する。
2. (エシカル消費に関する)先駆的取組事例の収集やプラットフォーム構築の検討、学校における取組を行う。
3. 徳島県内のモニター家庭を対象とした食品ロス削減に資する取組について実証を行い、その結果を踏まえた食品ロス削減の取組を全国に展開する。

### <地域の見守りネットワークの構築>

1. 多くの地方公共団体での消費者安全確保地域協議会の設置を目指し、全県的に消費者安全確保地域協議会の設置に取り組んでいる徳島県内の事例を含め、先進事例の収集・共有等に取り組むことで、この目標の達成に向けた都道府県の取組を支援、促進する。

### <国民生活センターによる商品テストや研修の実施>

1. 徳島県の協力を得ながら、徳島県を実証フィールドとした、先駆的な商品テストのプロジェクトを実施。
2. 主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修や、徳島独自の研修を実施する。

※ 《実績》平成29年は「地震による転倒の防止策」のテストを実施。県内のモニター家庭を訪問し、貯湯タンクについて、設置状況等の実態を調査し、転倒防止策を調べるなどして取りまとめ。



若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会の様子



商品テストの実施状況（モニター家庭を訪問しての給湯機設置状況調査）

《食品表示関係》

《調査関係》

《消費者教育関係》

《エシカル消費関係》

《食品ロス関係》

《消費者志向経営関係》

《公益通報関係》

《見守り関係》

《商品テスト関係》

《研修関係》

